

時事新報

時事新報

第二千九百三十三號
明治廿二年二月七日 木曜日
己卯正月八日
出版部 東京市本町三丁目
電話 三十九分
月入 五圓 半年 三十圓
年入 六十圓 郵費 在內
西曆一千八百八十九年

官吏政談の始末如何

官吏政談の始末如何
官吏政談は官吏に演説の禁を解きたれば其後如何なる
政談と耳すべきやとて在野の政事有志家輩は尾を翹
て翹りて其演説を促すが如くならざれば未だ何等の取沙
汰もあらずは然る事自から其端緒を啓くは難し難し
ものあらんか但し又演説とは云へば容易に發せ難し難
の事情ありて然るものも我輩は世人と共に聊
か物足らぬ心地する者なり左りながら本紙上より掲
げたる我輩の忠言未だ容れられずして政府は特に其主
義を一定したる様の形跡も現はれざれば今の時に當り
即時に演説の舉あるに於ては恰も陣勢未だ成らざるに
出でし戦ふものあるが如く一時その進退を制するの處
置も苦むの場合あるべきや傍より竊に懼るる所のも
のなきに非ず例へば今爰一の官吏ありて公衆の面前
に演説して曰く
東西の空理に心酔する者は動もすれば現政府の地位
を怪しみ治者被治者の權限を云々して一舉手直ちに
取て代はらんと欲する者も亦あるが如くならざれば元來
王政維新の大事業たる薩長土藩人の手も成りたる
ものにして當時の勳功より政府の地位を占領せし
ものなれば其餘光の多年も續けざるべきは固より當然
の次第にして之を歴史に徵するも足利氏と云ひ徳川
家と云ひ一戰勝の故を以て數百年の間斷を天下に稱
したるものなり左れば維新以來僅を二十年を經過し
たる今日又於て三藩の中土州は稍やその勢を失ひた
れども猶も二藩の薩長が専ら政治の權柄を握り公然
藩閥政府の組織を維持すればとて何の懼る所ある可
けんや斯く論じれば少しく急激に似たりと雖も
抑も政治の要は國家の安寧を保つに在るのみ唯夫れ
安寧なり何を又薩長と長とを問はんや今日までの實際
を於ても別々差し合はざる不都合とては先づ以て平
穩な経過し來りたるものとて蓋し其平穩の由りて基
く所を推究すれば現政府は能く權力の中心と位置せ
るが故なるべし黄金時代の光景を漫畫して施政の方向
を定めんと欲すればは治者被治者の關係論も難
しけれ方今の状態にては權力の中心點なくして施政
の圓滑を求む可らず又國安を保持するに能はざるべ
し既に此中心點の要を用を認むる上は薩長藩閥政府の
組織を維持するの必要も亦隨て分明なるべきのみ如
何と云へば二藩人は王政維新の勳功より有形無形
の權力を掌握して天下に號令するの實を有するもの
のありとせんや餘事は切實に權力の中心點たる一儀
に缺く所あるは明白にして予は之に國安保持の目を
托するに難しむるを得ず故に政府が飽きでも藩閥
の組織を維持せんとするは獨り權力を好むの俗情に
あらず國の安寧の爲めに自から止み難きを知るが故
のみ云々

や一官吏あり別特別場にて一詞を吐きしめて曰く
世間往々今の政府を稱して藩閥政府と云ひ情實政府
と云ふも雖も是れ蓋し取て代はらんと欲するものが
徒ら外形に就て非難を試みるに過ぎず熱々政府の主
意の在る所を察するに上皇室の尊嚴を護り下人民の
安寧を圖るの外あらざりて唯の任務を盡さんか爲
め今日の地位に立て施政の方向を左右するのみ維新
の勳功を恃み藩閥の權力を懸念するが如きは時勢の
趨く所、三歳の小兒も猶其不可を知るべくして現政
府の當局者が何とて斯る迂濶の計を爲さんや試に幕
府顧問の當時を回顧すべし海内の權力を唯徳川の
一家に吸収して三百諸侯ありと雖も皆その陪臣たる
過ぎず且又獨り政治上のみならず社會諸般の制度組
織に至るまで悉く幕府の權力を維持するの仕組にし
て其基礎の堅固ある何人も之を動かし得べしと思
懸けざりしに一朝偶然の機會よりして脆くも數箇月
にして廢滅したるの事實を見れば徳川の實力は決し
て強大なるものにあらざりて之を論へば老犬漢の一見
も鼎を扛るの力量あるに似たれども全體の生力既に
竭きて一蹶の下は倒れたるものなり此老犬漢を倒し
たるは則ち當時所謂強藩なれども其實は大に窮した
るに非ず假令へ成はせたりと云ふも既に二十餘年
の過去に屬し今に至りて誰れか自から其勳功を喋
々する者あらんや薩長土藩人の眼中唯皇室の尊嚴と人
民の安寧あるのみ今の常路の諸公は唯その誠忠の節
と謙敏の才とを以て國事に當るのみ蓋し藩閥云々の
語は在野の小人輩が己れを以て他人の心を忖度する
ものなり過ぎず笑止千萬と云ふ可し故に國會開設の後
は於ても事情より更迭を必要とするの場合には薩
長土藩の内閣を明瞭して更なる閣を設けるとあらんか
何と云へば現政府の常路者は智徳の實を以て路に當
る者にして藩閥云々の論は之を耳にするも不愉快を
感ずる者なればなり云々

雙方の説く所は固より一箇の私見を吐露するに過ぎざ
れば互に相反するも亦咎むべきや非ざれども之を監
督する人は如何なる處置に出づべきや抑も云ふが儘に
放任して會て問ふ所なるべきや若しも一方を傾か
んとすれば豫め政府の主義を一定して内閣に擔着の起
らざらん事を肝要なれば偶々想像を描いて當局者一
言を寄するものなり

官報

明治廿二年 二月二日
勅令第十號
明治二十年(七月)勅令第二十九號續正金銀行條例中
左ノ道改正シ明治二十二年六月一日ヨリ施行ス
第十五條 續正金銀行取締役ハ五人以上トシ其任期
チ一箇年トシ株主總會ニ於テ其人員ヲ定メ五十株以
上ノ所有スル株主中ニ就キ之ヲ撰舉シ大藏大臣ノ認
許ヲ得ルニシテ之ヲ充テシムルコトトス

許子受クヘシ其滿期ニ當リ復撰セラル、者モ亦同シ
第二十二條 續正金銀行ニ於テ條例定款ニ背戻スル
所爲アルトキ又ハ大藏大臣ニ於テ危險ナル所爲ト認
ムル事件アルトキハ大藏大臣ハ之ヲ制止シ又ハ取締
役ノ改撰ヲ命スルコトヲ得
第二十三條 大藏大臣ハ特ニ監理官ヲ派遣シテ續正
金銀行諸般ノ事務ヲ監視セシムルヘシ
○東京府告示第六號
第三回内閣勸業博覽會ニ美術品ヲ出陳セント欲スル者
ハ該會規則第十條ニ據リ本年十二月二十五日限リ當廳
ヲ經事務局ニ現品ヲ提出シ同局ノ鑒別許否ヲ受クヘキ
答ニ付準備ノ都合モ有之候條右志願ノ者ハ明治二十一
年(五月)當廳告示第十四號ニ據リ運クモ來ル六月迄ニ
出品願書ヲ差出シ置クヘシ
明治廿二年二月六日 東京府知事男爵高崎五六
○辭令
(各通)
海軍大軍醫 荻澤 貫一
海軍少軍醫 俣 綱次郎
ニ依リ汽船近江丸ニ乗組ヲ囑托ス(二月五日遞信省)
○官吏更動 警視廳ニ於テ昨午十二月三十一日現在官吏
ノ數ハ勅任官一人、奏任官五十四人、同他官廳より兼勤
無給一人、同非職八人、列任官七百二十六人、同非職百
一人、御用掛准任非職四人、雇員八百八十三人、總計九百七十
七人なり

○全國甘藷及馬鈴薯收穫高 農商務省に於て調査せる
一昨二十年申中全國(沖縄縣を除く)甘藷及馬鈴薯作付段
別は總計二十二萬二千二百二十九町歩此收穫高五億六千
百四十四萬六千七百七十六貫目(一段歩に付き凡二百五
十四貫目)なり馬鈴薯作付段別は總計一萬六千四百九
十三町二段歩此收穫高二千八百三十八萬七千七百二十八
貫目(一段歩に付き凡七百七十二貫目)なり其細別は左
の如し(農商務省)
(細別表略す)
○佛國博覽會出品數量及原價 來五月佛國巴黎府に於
て開設の萬國博覽會に出陳すべき本邦出品の内昨年
十二月並去月の兩回に積出せる荷物の數量原價及種
類は第一回積出の分絹織物、木綿織物、紙、竹、木材、磁
器、書籍等にして此種數百三十一種、噸數七十六噸餘、
原價六千五百五十八圓三十一錢第二回積出の分植物、
陶器、庭園裝飾品等此種數二百三十三種、噸數三十八噸餘、
原價千七百三十八圓九十五錢兩合計種數三百三十四種、
噸數百四十四噸餘、原價八千二百九十七圓二十六錢なり
(農商務省)

○淡洲の萬國博覽會 淡洲洲イクトリヤ殖民地
の首府メルボルンより去年十一月廿八日發の通信を見
るに同年八月一日より同府に開設したる萬國博覽會
は既に開會期限の半を費したる事なれば發信の當時は
恰も興の盡りの頃にして市中の果實出品人の繁華を查
官品評の取沙汰など其盛況云はん方なく日中は素より
非常の賑ひなれども夜に入りては三十萬佛を費して新
設したる電氣燈の光り眩ゆぐ更に一層の眺めあり會場
に入つて先づ開會の主人公たる殖民地出品の各區を見
渡すに往時千八百五十一年倫敦の萬國博覽會に淡洲全
土より出品したるは銀物、磁器、木材、毛織等の見本に
過ぎず其後イクトリヤ金山の中心として美濃繁昌の
都會と變りしハララット府も當時は只だ羊畜の住居
する破屋只一軒あるのみにて其家より四十英里四方
に住民の數僅か四百人前後なりしと同年 ニューサウ
スウエーデンの一部を割き獨立のイクトリヤ殖民地を
設いてより今年に至りては茲に記するが如き大博覽會
を開設し既に開演したる富源の豊饒なるは陳列品を一
瞥して只だ驚くの外なしと云ふ實に左も右も三十三
六七年前の人口はカーペンタリヤ灣よりウイロン岬
に至るまでバリスよりプリンスヘーンに至るまでの間に
介する全土の人口二十四萬に過ぎざりしが今は既に三

百萬に増加し
入總計は年々
政府の歳入一
線六萬英里、
けあり、目下
に敷設せんと
一クル、馬及
輸出額八千五
して其他千
ニーショア
は十六億千
千萬佛なり手
八十八年の
したる事期
れども取分は
之を祝賀と
日は十一
○新發明の
にて去年の
開車は此ま
からざる中
車を運行せ
少きのみ
然し蓋すと
を始むると
轉る轉の閉
て同一として
ひざる後未
総て再びビ
りも 爲る
半日程の進
るに能はざ
進直行と同
のみ大なる
輛の客車を
不便困難と
を自覺せし
る程に驚く
○無責任内閣
會開設の後
要なる問題
に其趣を盡
き憲法は總
は内閣も政
を擧げ私費
責任と云は
らず英佛諸
情とはなり
責任たるを
り確乎たる
ては憲法の
るし條項あ
んには爾後
や政黨の最
め現政府の
態ならしめ
さなれども

無責任内閣
會開設の後
要なる問題
に其趣を盡
き憲法は總
は内閣も政
を擧げ私費
責任と云は
らず英佛諸
情とはなり
責任たるを
り確乎たる
ては憲法の
るし條項あ
んには爾後
や政黨の最
め現政府の
態ならしめ
さなれども